

建設経済常任委員会会議録

令和6年6月11日

寒川町議会

出席委員 横手委員長、山上副委員長

新村委員、青木委員、小泉委員、太田委員、柳下委員、橋本委員、関口委員

天利議長

説明者 原田環境経済部長、大山環境課長、伊藤副主幹、戸村副主幹

案 件

(付託議案)

1. 議案第39号 藤沢市と寒川町とのし尿等処理に関する事務の委託に関する協議について

午前9時00分 開会

【横手委員長】 改めまして、おはようございます。ただいまより建設経済常任委員会を開催いたします。

本日の案件に入ります。次第のとおり、付託議案1件でございます。また、議案の内容につきまして、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横手委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第39号 藤沢市と寒川町とのし尿等処理に関する事務の委託に関する協議についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 改めまして、おはようございます。それでは、議案第39号 藤沢市と寒川町とのし尿等処理に関する事務の委託に関する協議についてでございます。本議案につきましては、令和14年度からのし尿処理施設の供用開始に向けて寒川町が藤沢市にし尿等の処理に関する事務の管理及び執行を委託するため、規約の内容につきまして地方自治法第252条の14の規定に基づき、提案させていただくものでございます。説明につきましては大山環境課長が行い、ご質問につきましては出席職員で対応させていただきますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

【横手委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 おはようございます。それでは、藤沢市と寒川町とのし尿等処理に関する事務の委託に関する協議について説明させていただきます。まず初めに、今回ご提案申し上げます事務の委託に至りました経緯でございます。現在湘南東ブロック内にし尿処理施設は藤沢市と寒川町にそれぞれ1か所ございますが、両施設とも老朽化が進み、延命化が課題となっております。こうしたことから、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で構成いたします湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議におきまして、業務の効率化を目的に、藤沢市北部環境事業所にし尿処理施設を集約することを明記いたしました湘南東ブロックし尿処理広域化方針を令和5年3月に策定したところでございます。広域化方針に基

づき新たに整備する施設については、令和14年度からの供用開始に向け準備を進めており、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき寒川町のし尿処理に関する事務を藤沢市に委託することについて規約を定め、藤沢市と協議をしたいので、提案させていただくものでございます。なお、藤沢市におきましても同様の議案が提案されていること、また、藤沢市と茅ヶ崎市におきましても同様の事務委託の提案がされております。

それでは、規約の内容につきましてご説明申し上げます。資料01-1の2ページからの規約をご覧ください。第1条は、委託事務の範囲でございます。し尿の収集及び運搬を除くし尿等の処理に関する事務の管理及び執行を藤沢市に委託し、事務の対象となるし尿等の内訳については協議して定めるとしてあります。

第2条の管理及び執行の方法につきましては、法令に定めるもののほか藤沢市の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとしてあります。

第3条の経費の負担及び予算の執行につきましては、委託事務の管理及び執行に要する経費は、寒川町が負担することとし、あらかじめ藤沢市に交付するものとしてあります。第2項では、前項の経費の額及び交付の時期は、双方が協議して定めるとしており、藤沢市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類を寒川町長に送付しなければならないとしてあります。

第4条の予算の措置につきましては、藤沢市長は、委託事務の管理及び執行に関わる収入及び支出について、藤沢市歳入歳出予算に分別して計上するものとしてあります。

第5条は、決算の措置でございます。藤沢市長は、各年度末において委託事務の管理及び執行に関わる予算に残額がある場合には、これを翌年度に繰り越し使用するものとする。この場合、藤沢市長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を出納閉鎖後速やかに寒川町長に提出しなければならないとしてあります。第2項では、委託事務の管理及び執行に関わる予算に不足が生じた場合において、その都度双方が協議により不足額の処理について定めるものとしてあります。次に、第3項では、藤沢市長が決算の要領を公表した際には、速やかに寒川町長に通知するものとしてあります。

第6条は、連絡会議についてでございます。委託事務の管理及び執行について連絡会議を開くこととし、事務の委託という手法をとりつつも、共同運営を図り、寒川町の主体性を担保してまいりたいと考えてございます。

第7条の条例の制定等における措置につきましては、第1項及び第2項で、委託事務の管理及び執行に関し適用される条例等の制定、改廃が見込まれる場合、あるいは制定、改廃があった場合の寒川町長への通知義務を定めるとともに、第3項では、第2項の規定に基づく藤沢市長からの通知があった場合の寒川町長の公表義務を定めてあります。

第8条の委託事務の廃止手続につきましては、委託事務の全部または一部を廃止しようとするときは、2年前までに書面により通知し、双方が速やかに協議しなければならないとしてあります。第2項では、委託事務の全部または一部を廃止する場合の決算と剰余金や不足が生じた場合の処理について定めてあります。

第9条のその他は、この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し、必要な事項は双方が協議して定めるとしてあります。

最後に、附則でございます。第1項で、施行日を令和6年7月1日とし、第2項では、寒川町長は、地方自治法に基づく規約の告示の際に、関連する藤沢市の条例等が寒川町に適用されること及び公表する義務を定めております。

続きまして、資料01-2し尿処理広域化に関する事務の委託に関する協議について、こちらをご覧ください。これまでの経緯や今後のスケジュールとなります。上段のこれまでの経緯と1の事務委託の手続につきましては、冒頭説明させていただいたとおりとなります。2のし尿処理施設の概要の(3)処理方式等につきましては、令和7年度に策定する施設整備基本計画により決定することとしております。

続きまして、3の経費負担の考え方についてでございます。基本的な考え方として、施設の規模や搬入量、処理量に応じて変動する経費につきましては、搬入量に応じた割合で経費の負担をします。逆に施設の規模や処理量と連動しない経費、集約化するしないにかかわらず、ひとしく必要な費用につきましては均等割ということで、本年9月に予定しております協定書の締結に向け詳細を協議しているところでございます。

最後に、2ページの今後のスケジュールについてです。令和14年度の供用開始に向け、本年9月に事務の委託に関する協定書の締結、令和7年度に施設整備基本計画の策定など順次事業方式の決定、生活環境影響調査などを実施していく予定となっております。

説明につきましては以上で終わります。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

青木委員。

【青木委員】 今説明の中で、委託とはいえ、共同運営を担保すると言っていたんですけど、具体的には担保の中身というのは、今の時点で考えていることというのはどんなものなのでしょうか。

【横手委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 具体的に今何があるかという、なかなかない部分ではあるんですけども、連絡会議を開くことによって、施設の維持管理に関わる例えば修繕がどれぐらい必要なのかとか、工事が必要なのか、その業者の決め方は本来事務委託なので、藤沢市に全てお任せになるんですけども、そちらについては、寒川町からもいろいろ意見を、優先的にそれはやるべきものなのかとか、そういう部分について意見をしていきたいと考えております。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

関口委員。

【関口委員】 今のと絡みますけども、よろしくをお願いします。

第6条の中で、藤沢市長は、事務委託の管理及び執行について連絡調整を図るために寒川町長と連絡会議を開くものとする、こういう項目があるので、今の話になったと思うんですけども、いずれにしてもこの連絡調整会議というのは、僕は非常に大事だと思っていますし、前の広域の関係でもこの質疑をさせていただきましたけども、こういうところで調整を図るということと併せて、あくまでも事務委託であっても、全てを任せっ放しにしちゃうということじゃなくて、委託先に対して物を言っていけるという体制づくりをしていかないと、発展していかないというか、寒川は寒川の事情があるわけですから、そういった意味ではその都度その状況を、事務委託の相手側に話を進めていくということも大事だと思

いますし、特に私が一番気になっているのは、下水道のこれからの進め方によっては、し尿が増えるか増えないかということについても、これは寒川の事情によるかもしれないけども、変化が生じてくる、そうなったときに先ほどの費用分担のことについても、搬入量によってということが大きな要素になると思いますので、そういったことから考えると、この連絡調整会議というのは非常に大事になってくるなと思います。もちろんここでは町長と言っていますが、事務局の職員も向こうの職員との調整会議に諮りながら町長と市長との話ということにもなっていったりするんだらうと思いますので、非常にこれは大事だと思いますので、しっかりとやっていただきたいなと思うし、お互いをお願いしているからということで、遠慮なく言い合えるような関係が一番いいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。これについては、その都度行うのか、もしくは年1回やろうとしているのか、この辺についての見解と、併せて議会に対する報告をどうするかということについての見解をいただけますか。

【横手委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 事務委託をしても、しっかり物を言える体制づくりは大事だという部分でご意見をいただきました。こちらにつきましては、最初が肝腎だと思いますので、そういう体制づくりをしっかりしていきたいと考えております。

定例的には基本的には年2回を想定しておりますが、その都度臨時的な案件があった場合については、随時開催というような形になろうかと考えております。また、議会への報告に関しましては、管理運営が特に問題なく通常どおりいっているというときには、そんな特別な報告はないと思いますが、新たにこういうことをやっていくとか、毎年違うような動きがあった場合には、その都度報告させていただきたいと考えております。また、予算等については、予算委員会の中でしっかり報告させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 関口委員。

【関口委員】 その辺については、建設業協会の関係の方々との現場での開発によるし尿が生じる場合であったり、それから各住宅の生活している方たちにしてみると、自分たちの浄化槽での問題があったり、いろんなことがあっての町民の思いというのが出てくると思いますので、そういった意味ではそういう部分も含めて、しっかりとテーブルに乗せて協議をしていっていただきたいのと併せて、町民絡みになりますので、議会にもしっかりと報告いただかないといけないなと思っていますので、その点はひとつよろしくお願いしたいと思います。藤沢がどういう動きをするか、茅ヶ崎がどういう動きをするかは別問題として、寒川は寒川独自の町民と議会と行政の一体でいくという、この形だけはつくっていかなくちゃいけないなと思いますので、その辺についてはしっかりと内部協議をやっておいっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから併せて、この協議が進んでいく中で、先ほども話がありましたが、令和14年度からという事務委託に、実際に稼働がそういう形になりますけども、後々議案としてまた出てくるだろう事務委託の廃止で、今の寒川にある美化センターの関係についての廃止条例か何かが出てくるとは思っているんですが、いずれにしても、これも今回の事務委託とまるきり関係のないことではないと思っていますので、経過の中で先ほど話がありましたが、14年までの流れがありますので、その中で茅ヶ崎と事務委託の廃止をやっていかなければいけないということが生じてくると思うんですね。そうなった

ときに全ての処理を、解体も含めて、その辺も今ここでもって議論するつもりは毛頭ありませんけども、しっかりと茅ヶ崎とも協議を、これを進めながら、片方では茅ヶ崎市との事務委託の関係の協議を進めていかないと、やっぱりいけないなと思っています。費用負担の部分であったり、いろんな形での廃止のための協議が必要になってくると思いますので、その辺についてもしっかりと進めていただきたいのと併せて、議会にもその都度報告をいただかないと議会も判断ができないなという気がしますので、藤沢市との新たな事務委託の協議、それから茅ヶ崎市との廃止のための事務委託の協議、こういったものをしっかりと進めてもらいたいなと思いますので、これについて大山課長からと、できれば原田部長からも言葉をいただきたいなと思います。

【横手委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 確かに今藤沢市への委託の話ばかりになっていますけども、茅ヶ崎市とのし尿の事務委託に関しても、漏れがないようにしっかり報告しながら進めさせていただこうと考えておりますので、すみません。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 原田部長。

【原田環境経済部長】 ありがとうございます。大山課長からお話がありましたとおり、町としてもしっかりした態度をとって、言うべきことはしっかりと伝えていきたいと思っています。今までは茅ヶ崎と寒川でいろいろ協議の場とかを持ってきましたけども、今回藤沢市と初めて持つような形になってくる、環境課としてはということになります。その中には当然茅ヶ崎の意見も入ってくる部分もありますので、三者の中でしっかりと協議をしながら事業については進めていきたいと思っていますし、当然14年度からのし尿処理施設の稼働になりますと、13年度以降は寒川町の美化センターについても今後どうしていくのかという話には当然なってくると思いますので、その部分についても、なるべく早い段階でどういうふうに廃止の方向に進めていくのかしっかりと協議した中で、皆様にもお伝えしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

太田委員。

【太田委員】 1点だけお伺いしたいと思います。協議については肅々と進めていっていただきたいなと思っていますけれども、し尿は、人が生活していく上で一番大事な部分、止めることのできない部分なのかなと思っているんですけれども、平時はいいと思うんですけれども、この文面には入っていないんですけれども、恐らくその辺も協議はされていると思いますけれども、災害時についての協議というのは、しっかりと水面下というか、議案の文面には入っておりませんが、様々な協議の中でそういった災害時にはということろは、しっかりと協議されているのか、今後されていくのか、そこだけ1点お伺いしたいと思います。

【横手委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 災害時につきましては、これから藤沢市に造ろうという施設では、恐らく賄い切れないぐらい避難所からもし尿がいっぱい出ますし、そういう形になろうかと思っています。現在湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合と連携した広域処理の協定というのを結んでおりまして、災害時ですとか、施設が故障したときというのは、お互いに助け合いましょうというような協

定ができておりまして、その辺をうまく活用しながらやればなと思っています。またさらにもっと広域的な被害が起きた場合には、県を通じて県外にという流れもできておりますので、そちらを活用しながらうまく対応していきたいと考えています。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 ないようですので、山上副委員長。

【山上副委員長】 それでは、第5条の決算の措置でお伺いしたいと思います。各年度末においてその委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合には、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとするところがありますが、公契約の場合、繰り越して使うものというのは、あまりというか、ほぼないんじゃないかなと思っています。他市町のやつを見た場合、決算をした段階で還付したり、精算をするというのが見受けられたので、この部分は、どうしてこのように繰り越して使用するものとしたのか、翌年度の予算を立てるに当たって、繰越金が見込まれる場合は、その分を減らしちゃうのかとか、そういったのがあると思いますので、繰り越して使用するものに至った経過が、もし分かればお教え願いたいなと思います。

【横手委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 こちらにつきましては、現在ごみの関係は茅ヶ崎市と寒川町でやっています、資源物に関しては寒川町、し尿については寒川町と、茅ヶ崎市との事務委託の中で同じような規約を結んでやっています。維持管理経費につきましては、毎年精算しながらその年の搬入量に応じて負担をしっかりと決めていこうという流れがあります。搬入量が確定するのが、どうしても年度末までやって、出納整理期間中に確定するかしないかというような形になっておりますので、その年度の搬入量を確定して、じゃ、実際本当は茅ヶ崎市の負担は幾らだったんだ、寒川町の負担は幾らだったんだという数字が出て、それを、精算のしょうがなかなか難しい部分がありまして、翌年度の予算と相殺させて、払い過ぎだった場合には翌年度の予算からその分を差し引く、そういう精算処理を毎年9月の補正予算にやらせていただいております、それが一番藤沢市とも協議の中でそうするしかなかなか難しいという部分で、翌年度の予算と相殺して9月補正で調整を図るというような方法でやっていきたいと今のところはなっています。

【横手委員長】 もう少し詳しく。例えば令和5年度剰余金が出ましたと言って繰り越します。じゃ、令和6年度の予算で、令和7年度でやるのか、そこが分からないので、みんなぼかんとしちゃっているのもう少し詳細に、それを説明してもらえますか。

大山課長。

【大山環境課長】 今のタイミングでいうと、令和5年度の精算をこれからしていくタイミングになります。今搬入量が確定して、令和5年度は本当幾らずつ負担すべきだったかという数字が決まります。それを令和6年度予算と相殺していくということで、今度の令和6年度の9月補正で調整させていただく、5年度の決算数字と6年度の予算とを調整させていただく流れになっています。

【横手委員長】 では、これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日建設経済常任委員会に付託された議案は質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についてはいかがいたしましょうか。20分ぐらい時間をとるか、それともこのまま継続するか、どうしますか。このまま続けてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【横手委員長】 では、このまま続けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、これより討論に入ります。議案第39号 藤沢市と寒川町とのし尿等処理に関する事務の委託に関する協議について討論はありませんか。まずは反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【横手委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【横手委員長】 討論なしと認めます。では、これより議案第39号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【横手委員長】 賛成全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を終了いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前9時28分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 6年 8月 27日

委員長 横手 旭